

鳥獣保護管理法概論

環境省鳥獣保護管理室

1. 鳥獣保護管理法

【社会の変化とともに鳥獣法も、変わりました。】

- ・ 鳥獣保護管理法の変遷
 - ・ 鳥獣保護管理法の体系
- 鳥獣保護管理法における国と都道府県の役割分担

2. 鳥獣の捕獲

【混同していませんか？「狩猟と許可捕獲」、指定管理鳥獣捕獲等事業って何？】

- ・ 鳥獣の捕獲等の禁止（法第 8 条：鳥獣の捕獲等の禁止）
- ・ 狩猟（法第 55 条：狩猟者登録）
- ・ 被害防止目的の捕獲・数の調整目的の捕獲（法第 9 条：鳥獣の捕獲等の許可）
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業（法第 14 条の 2：指定管理鳥獣捕獲等事業-第 8 項：第 8 条の適用除外、第 9 項：第 9 条第 1 項みなし規定）

3. 鳥獣保護管理事業計画、第二種特定鳥獣管理計画

【なぜ、複数の計画があるのでしょうか？ カワウの管理にどう関係するの？→狩猟の規制を変えたり、捕獲許可の出し方を変えることでカワウを管理する方法と、それでは対応できない部分を解説します。】

- ・ 狩猟の適正化：狩猟規制（法第 12 条：対象狩猟鳥獣の捕獲の禁止・制限-第 1 項第 1 号：区域・期間を定めての禁止、第 1 項第 2 号：区域・期間を定めての数の制限、第 1 項第 3 号：狩猟鳥獣の「保護」に支障を及ぼすものとして禁止猟法の設定-第 2 項：都道府県知事による禁止・制限の上積み（第 5 項：第 9 条第 1 項許可は適用除外、第 6 項：都道府県知事の禁止・制限についても準用））
- ・ 許可基準（第 9 条第 3 項：許可しなければならない規定（捕獲目的の適合、鳥獣の保護に重大な支障がない、第二種特定鳥獣管理計画に係る「管理」に重大な支障がない）第 3 条：基本指針（国による許可基準の考え方の設定）、第 4 条：鳥獣保護管理事業計画（都道府県による許可する条件を設定））
- ・ 許可条件（第 9 条第 5 項：第二種特定鳥獣の管理、住民の安全の確保等のため許可に条件を付することができる。）
- ・ 鳥獣保護管理の 3 本柱（個体数管理、生息環境管理、被害防止対策）
- ・ 第二種特定鳥獣に係る特例（法第 14 条第 1 項：特例休猟区の指定、第 2 項：狩猟期間の延長、）

4. 指定管理鳥獣捕獲等事業

【なぜ、カワウは指定管理鳥獣ではないの？】

- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の仕組み
- ・ 交付金事業の創設
- ・ 指定管理鳥獣の指定
- ・ 認定鳥獣捕獲等事業者

5. カワウの広域保護管理

【国の役割、都道府県の役割をカワウの広域的な管理の視点から整理】

- ・ 広域管理指針の策定
- ・ 広域協議会の設置